

[改正後全文]

	都 市 第 2 8 4 号
	平成 5 年 9 月 30 日
第一次改正	都 市 第 6 9 9 号
	平成 17 年 3 月 31 日
第二次改正	都 市 第 1 9 号
	平成 28 年 4 月 1 日
第三次改正	都 市 第 5 1 4 号
	平成 29 年 10 月 6 日
第四次改正	都 市 計 第 2 4 9 号
	令和 6 年 8 月 2 日

各 土 木 事 務 所 長
東部土木事務所登米地域事務所長
栗 原 市 長 殿
東 松 島 市 長
大 和 町 長

宮城県土木部長
(公印省略)

「屋外広告物条例の施行について」の一部改正について（通知）

本県の屋外広告物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。』

さて、屋外広告物条例（昭和 49 年宮城県条例第 16 号）の一部を改正したことに伴い「屋外広告物条例の施行について」（平成 5 年 9 月 30 日付け都市第 284 号土木部長通知）の一部を改正し、次のとおりとすることとしましたので、適切に事務処理願います。なお、事務移譲市町には別に通知しています。

（注）破線部は市町長あてのみ、最終行は県機関あてのみ

記

1 第 1 条関係

この条例の目的について定めたものであり、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）並びに屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止を図るものであること。また、景観に配慮した屋外広告物行政を進める必要性から、平成 5 年の改正により、広告物を地域の景観と調和させるために必要な事項を定

めることにより良好な景観の形成に寄与することを目的として加えているものであること。

2 第1条の2関係

広告物及び掲出物件に関する施策、特に景観に配慮した広告物に関する施策を行うに当たり、県は、地域住民及び市町村と連携を図らなければならないことを明定したものであること。

3 第2条関係

広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置してはならない地域又は場所（以下「禁止地域」という。）について定めたものであり、主な地域は次のとおりであること。

なお、平成5年の改正により、自然公園法の規定により指定された地域及び県立自然公園条例の規定により指定された地域を禁止地域から除き、新たに河川、湖沼、渓谷、海浜、高原及び山岳並びにこれら付近の地域について、知事の指定により禁止地域とすることができることとしたこと（第10号）。

(1) 都市計画法の規定により都市計画上定められる次のような地区を禁止地域としたものであること（第1号）。

イ 景観地区 市街地の良好な景観の形成を図るために定められる地区

ロ 風致地区 都市の風致を維持するため定められる地区

ハ 特別緑地保全地区 都市緑化法第12条第1項の規定により都市における良好な自然的環境を形成している緑地を保全するために定められる地区

ニ 伝統的建造物群保存地区 文化財保護法第143条第1項の規定により伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため定められる伝統的建造物群保存地区

(2) 文化財保護法第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物（重要文化財又は重要有形民俗文化財）及びその周囲で知事が指定する地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され又は仮指定された地域（史跡名勝天然記念物）及び同法第143条第2項の規定により市町村の条例で定められた地域（伝統的建造物群保存地区）を禁止地域としたものであること（第2号）。

(3) 文化財保護条例第3条第1項又は第22条第1項の規定により指定された建造物（宮城県指定有形文化財又は宮城県指定有形民俗文化財）及びその周囲で知事が指定する地域並びに同条例第32条第1項の規定により指定された地域（宮城県指定史跡名勝天然記念物）を禁止地域としたものであること（第3号）。

(4) 森林法第25条第1項の規定により指定された名所又は旧跡の風致の保存を目的とした保安林（風致保安林）を禁止地域としたものであること（第4号）。

(5) 自然環境保全法第14条第1項又は第22条第1項の規定により指定された地域（原生環境保全地域又は自然環境保全地域）を禁止地域としたものであること（第5号）。

(6) 自然環境保全条例第12条第1項又は第23条第1項の規定により指定された地域（県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域）を禁止地域としたものであること（第

6号)。

- (7) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園（都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地）の区域を禁止地域としたものであること（第7号）。
- (8) 道路、鉄道、軌道又は索道（以下「道路等」という。）で知事が指定する区間及びこれらから展望することができる地域で知事が指定する地域を禁止地域としたものであること（第8号）。展望することができる地域については、道路等から視認できる広告物等の存在する地域とし、道路等から視認できない広告物等は、「展望することができる地域」外に存在するものとして、規制の対象外とするものであること。この場合の「視認できない」とは、道路等からの展望を遮る建築物等の障害物（一時的、仮設的なものを除く）の有無、広告物等の表示面の向き又は表示内容（文字やイメージの大きさ等）により、総合的に判断するものとし、その取扱いについては、別に定めるものであること（第9号）。

4 第3条関係

広告物等を表示し、又は設置することを禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を定めたものであること。ただし、これらの物件のうち電力柱、電信電話柱、街路灯柱及び軌道柱については、規則で定める基準に適合する広告物等は禁止物件から除かれるものであること。

また、平成17年の改正により、景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木を新たに禁止物件として加えたものであること（第11号）。

5 第4条関係

広告物等を表示し、又は設置しようとする場合に知事の許可を受けなければならない地域（以下「許可地域」という。）を定めたものであり、都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域以外は、知事の指定による地域が定められるものであること。

- (1) 知事の指定により禁止地域から除く区域は、別に指定を要せずに許可地域となるものであること（第1号）。
- (2) 展望することができる地域の範囲等については、3－(8)（第2条第8号、第9号）と同じであること（第3号）。
- (3) 平成5年の改正により新たに、観光地及び保養地並びにこれらの付近の地域について、知事の指定により許可地域とすることできることとしたこと（第6号）。
- (4) 都市計画区域のうち市の区域及び人口5、000人以上の町村の区域を許可地域としていたが、平成5年の改正により都市計画区域全域を許可地域としたこと（第7号）。

6 第5条関係

広告物等に対する規制に関する規定が適用されないものについて定めたもので、禁止地域、禁止物件及び許可地域に関する規定のすべてが適用されないもの（第1項）、禁止地域及び許可地域に関する規定が適用されないもの（第2項）、許可を受けた場合に限り禁止地域に関する規定が適用されないもの（第3項）、禁止物件に関する規定のみが適用されないもの（第4項）並びに許可地域に関する規定のみが適用されないもの（第

5項)に分けられたものであること。

なお、第3項の規定は、平成5年の改正により追加されたものであること。

(1) 次に掲げる広告物等については、禁止地域においても、禁止物件であっても、また、許可を受けなくとも表示し、又は設置することができるものであること(第1項)。

イ 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等

道路法に基づく道路標識、建築基準法に基づく工事現場における確認の表示等、消防法に基づく消防水利標識、道路交通法に基づく警戒・規制標識、文化財保護法に基づく標識、説明板など

ロ 国又は地方公共団体が公共的目的のために表示し、又は設置する広告物等

国又は地方公共団体が表示し、又は設置する広告物等であっても、公共的目的でないもの、例えば職員寮の表示などはこれに含まれないこと。

ハ 公職選挙法に規定する選挙運動のために使用するポスター、立札等

公職選挙法に基づかない〇〇演説会、〇〇大会などのポスター、立札等は、これに該当しないものであること。

ニ 公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに寄贈者名を示すために表示する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

(2) 次に掲げる広告物等については、禁止地域においても表示し、又は設置することができ、かつ、許可を要しないものであること(第2項)。

イ 自家用広告物で規則で定める基準に適合するもの

ロ 管理広告物(「〇〇会社所有地」など)で規則で定める基準に適合するもの

ハ 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物等

大きさ等の制限はないこと。

ニ 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物等
大きさ等の制限はないこと。

ホ 電車又は自動車に表示する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

ヘ 使用の本拠地が他の都道府県又は政令指定都市の区域である自動車に、その都道府県等の条例の規定に従って表示する広告物等

ト 人、動物、車両(電車、自動車を除く軽車両)、船舶等に表示する広告物等

自転車、遊覧船等に表示するもので、大きさ等の制限はないこと。

チ 公共的目的のために表示する道標、案内図版等で規則で定める基準に適合するもの

公共的目的のために表示する道標、案内図版等については、道標、案内図版と同等の公共的目的をもつ広告物等を広く含むものであり、交通安全、防災対策、青少年健全育成、環境浄化、消費者保護、商業振興その他県民運動として展開されるもの等を目的とした広告物等が該当するものであること。

なお、平成5年の改正により、適用除外となる広告物等は、公共的目的のために表示されるものに限られることを明定したものであること。

リ 知事が指定する「公共的団体」が公共的目的のために表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

町内会等が設置する掲示板等を想定しているものであり、平成5年の改正により

追加されたものであること。

ヌ 地方公共団体又は知事の指定する公共的団体が設置する掲示板に表示する広告物等で規則に定める基準に適合するもの

(3) 次に掲げる広告物等については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、禁止地域においても表示し、又は設置することができるものであること（第3項）。

イ 自家用広告物等で規則で定める基準に適合せず適用除外とならないもの

ロ 道標又は案内図板で公共的目的のために表示するものでないなど適用除外にならないもの

ハ 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに表示し、又は設置する広告物等（講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物等を除く。）であって、当該広告物等に係る広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

公益上必要な施設又は物件とは、公共案内図板、公共掲示板等、地域の実情に照らし、知事が定めるものとし、デジタルサイネージも含むものであること。

(4) 次に掲げる広告物等については、禁止物件であっても、これを表示し、又は設置することができるものであること（第4項）

イ 自家用広告物等

送電塔、路上変電塔、送受信塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク（ガソリンタンク等）、景観重要建造物に表示し、又は設置するものに限る。

ロ 管理広告物

(5) 次に掲げる広告物等で規則で定める基準に適合するものについては、許可地域であっても許可を要しないで表示し、又は設置することができるものであること（第5項）。

イ 政治資金規正法第6条第1項の届出をした政治団体が表示し、又は設置する広告物等

ロ 政治、学術に関する演説会、講演会等の開催のために表示し、又は設置する広告物等

ハ 音楽会、演劇会等で慈善事業として行われるもの開催のために表示し、又は設置する広告物等

ニ その他表示の期間が5日を超えない広告物等

7 第5条の2関係

広告物が果たす公益的役割に配慮し、公益上特にやむを得ないと認めるときは、禁止地域であっても、また、禁止物件であっても許可をすることができたこととしたこと。ただし、この許可をするときは、知事は宮城県屋外広告物審議会に諮問しなければならないものであること（第39条第3号）。

なお、この規定は、平成5年の改正により追加されたものであること。

8 第6条関係

禁止地域、禁止物件又は許可地域の新たな指定があったこと等によって、広告物等の表示又は設置が禁止され、又は許可を要することとなった場合の経過措置について定めたものであり、現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、禁止さ

れ、又は許可を要することとなった日から3年間（規則で定める堅ろうな広告物等については、規則で定める期間）は従前どおり広告物等を表示できるものであること。新たに許可地域になったことにより、3年間の期限前に許可申請をした場合は、その許可申請に対する処分がある日までの間も適法な広告物等として取り扱うものであること。

なお、平成5年の改正により、広告物等の表示が禁止された場合と広告物等の表示について許可を要することとなった場合の取扱いを同一にしたものであること。

9 第7条関係

県内（仙台市の区域を除く。）のすべての地域において表示し、又は設置することができない広告物等を定めたものであり、特に限定した地域又は場所において適用されるものではないこと。

なお、平成5年の改正により「形状、色彩、意匠等が著しく見苦しいもの」の条項については、具体性がなく判断が困難であるので削除していること。

10 第8条関係

許可地域において、広告物等の表示又は設置を許可する場合には、許可の期間を定め、必要な条件を付することができるものであること。条件とは、許可に伴い特別の義務を命ずる意思表示と解されるが、この義務の不履行については、第15条の規定により許可を取り消すことができることとなること。

また、許可の期間が満了する10日前までに申請があったときは、許可を更新することができるものであること。

なお、平成17年の改正により、許可の最長期間が2年から3年に延長されたこと。

11 第9条関係

許可を受けている広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、許可が必要であり、規則で定める基準に適合する場合に許可するものであること。

なお、「変更」とは、意匠又は色彩を変更することであり、「改造」とは、材料又は構造を変更することをいうものであること。

12 第10条関係

(1) 条例第4条、第5条第2項又は第9条第1項の規定による許可の基準は、規則で定めるものであること（第1項）。

(2) 平成5年の改正により新たに、第1項の許可の基準に適合しない場合においても、公益上特にやむを得ないと認めるときは、許可をすることができる旨定めたものであること（第2項）。

なお、この規定により許可をする場合、知事は宮城県屋外広告物審議会に諮問しなければならないこと（第39条第3号）。

13 第11条関係

この条例の規定により許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該広告物等に許可を受けた旨の表示をしなければならない旨定めたこと。

14 第12条関係

広告物等の管理について、広告物等を表示し、若しくは設置する者、若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者の義務を定めたもので、これらの者は、広告物等を常時点検し、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危

害の防止のため、補修、除却その他必要な措置を講じること等により、良好な状態に保持しなければならないものであること。

15 第12条の2関係

- (1) 広告物等を表示し、又は設置する者（以下「設置者」という。）は、当該広告物等（規則で定めるものを除く。）を管理する者（以下「管理者」という。）を置かなければならぬものとしたこと。許可の時点で管理者が定まっていない場合は、表示又は設置後に置くことになるが、許可に際し、管理者を置き、その旨を届け出ることを条件として付すこと（第1項）。

なお、平成29年の改正により、広告物等の管理者を置かなければならぬ者について、県内に住所、事業所、営業所を有しない設置者から規則で定めるものを除く全ての広告物等の設置者としたものであること。

- (2) 規則で定める広告物等について、良好な管理を行わせるため、専門の知識を有する者を管理者としなければならない旨定めたもの（第2項）。

なお、この規定は、平成29年の改正により追加されたものであること。

16 第12条の3関係

- (1) 第1項は、広告物等を所有し、又は占有する者は、自らが所有又は占有する広告物等について、許可の有無及び要否にかかわらず、点検の義務がある旨定めたものであること。

そして、第1項に定める点検は、規則で定める点検箇所のおおむね60センチメートル以内に近づき、目視、触診、打診及び検査により、広告物等の外部及び内部について行うものをいうものであること。

- (2) 第2項のうち本文は、表示又は設置の日から10年以内の広告物等については、点検の方法として、第1項に定める点検ではなく、目視点検を選択可能である旨を定めたものであること。この目視点検については、令和6年の改正以前は目視の確認で足りりとしていたものを、点検を要求し安全管理の強化を図ったものであること。

なお、目視点検については、規則で定める点検箇所を、目視により、原則として広告物等の外部について行うものであるが、外部を目視した結果、内部にも腐食や劣化等が生じていることが疑われる場合は、内部についても行うものであること。

- (3) 表示又は設置の日からの10年以内か10年超か不明な広告物等については、第2項ただし書により、(1)の点検を求めることができるものであること。

- (4) 広告物等の許可更新の際、又は新規申請であるが広告物等が既設の場合若しくは広告物等を既設の建築物等を利用して表示・設置する場合は、規則で定めるところにより、(1)又は(2)の点検結果の報告書の提出を求め、安全を確認したうえで許可するものであること。

このうち、新規申請に係る報告書の提出について、①広告物等が既設の場合又は②広告物等を既設の建築物等を利用して表示・設置する場合は、たとえ申請自体が新規であったとしても、当該広告物等の安全性を確認する必要性は、許可更新の場合と変わるものではないことから、令和6年の改正により、規則において追加したものであること。

- (5) 知事は、申請手続の時以外でも、公衆に対する危害を防止するため特に必要である

と認める場合には、(1)又は(2)の点検の結果の提出を求めることができるものであること（第3項）。

なお、この規定は、平成29年の改正により追加され、令和6年の改正により改定されたものであること。

17 第13条関係

(1) 設置者は、許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は表示若しくは設置が必要でなくなったときは、それぞれの該当することとなった日から5日以内に当該広告物等を除却しなければならない旨規定したこと。たとえば、9月30日に許可期間が満了したときは、10月5日の満了までに除却しなければならないものであること。

なお、第6条の経過措置の規定により従来どおり表示し、又は設置されていた広告物等について、3年間（堅ろうな広告物については、規則で定める期間）が経過したため表示し、又は設置することができなくなった場合においてもその日から5日以内に除却する必要があること（第1項）。

(2) この条例による許可を受けた広告物等のうち規則で定めるものを(1)によって除却した者は、遅滞なく知事にその旨届け出なければならないものであること（第2項）。

18 第15条関係

この条例の規定による許可を受けた者について、当該許可を取り消すことができる場合について定めたものであること。

19 第16条関係

(1) 第2条（禁止地域等）、第3条（禁止物件）、第4条（許可地域）、第7条（禁止広告物）、第9条第1項（更新等の許可）、第12条（管理義務）若しくは第13条第1項（除却義務等）の規定に違反し、又は第8条第1項若しくは第9条第2項の規定による許可に付した条件に違反した広告物等については、知事は、設置者又は管理者に対し、当該広告物等の表示又は設置の停止、除却その他良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止のため、必要な措置を命ずることができるものであること（第1項）。なお、本規定は平成17年の改正により、旧第14条第1項と旧第16条第1項を統合したものであること。

(2) (1)により措置を命じようとする場合に、設置者又は管理者を過失がなくて確知できないときは、知事は、これらの広告物等の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができるものであること。ただし、除却の対象となるものが、広告物を掲出する物件である場合は、告示が必要であること（第2項）。

「過失がなくて通知できないとき」とは、表示場所の所有者に尋ねたり、表示内容等から関係団体等あるいは類似する広告物の設置者に照会するなどの方法によっても設置者又は管理者が判明しないときであるが、設置者又は管理者の氏名が分かっていても所在が判明しないときも含まれるものであること。

20 第17条関係

知事は、除却を命じた場合において、当該除却を命ぜられた者が、特段の理由がなく、通常除却するのに必要とされる期間（除却すべき期限を定めて命じた場合はその期限）を経過しても除却しないときは、当該広告物等に違反広告物である旨の表示をすること

ができるものであること。

なお、違反広告物である旨の表示については、規則で定めるものであること。

21 第17条の2関係

- (1) 屋外広告物法（以下「法」という。）第8条第2項の規定に基づき、簡易除却又は略式代執行手続により広告物等を除却し保管した場合（はり紙の場合を除く。）に、公示を行う事項を定めたものであること。なお、公示は広告物等1件ごとに行う必要はなく、まとめて行うことが可能であること。
- (2) その他必要な事項（第4号）としては、例えば土木事務所の連絡先を記載することが考えられること。

22 第17条の3関係

- (1) 法第8条第2項の規定に基づき、保管した広告物等の公示方法として、14日間（簡易除却した広告物の場合は2日間）、規則で定める場所に掲示することとしたものであること（第1項第1号）。

なお、特に貴重な広告物等を保管した場合で、所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、公示の要旨を県公報に公告する必要があること（第1項第2号）。

- (2) 保管広告物等一覧簿を、規則で定める場所に備え付け、閲覧させるものであること（第2項）。

23 第17条の4関係

法第8条第3項の規定に基づき、広告物等の価額の評価方法として、取引の実例価格、使用の期間、損耗の程度その他の事情を勘案して行うことを定めたものであること。また、必要があるときには、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができるものであること。なお、意見の聴取は都市計画課において対応するものであること。

24 第17条の5関係

- (1) 法第8条第3項の規定に基づき、保管した広告物等の売却の手続として、原則として競争入札に付して行うことを定めたものであること。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合等には、随意契約により売却することができるものであること（第1項）。

- (2) その他、売却の手続に関して必要な事項は、規則で定めるものであること（第2項）。

25 第17条の6関係

法第8条第3項各号の規定に基づき、公示の日から保管した広告物等を売却可能となるまでの期間として、次に掲げる期間を定めたものであること。なお、イは広告物のみであり、掲出物件は含まれないので注意すること。

イ 簡易除却された広告物 2日

ロ 特に貴重な広告物等 3月

ハ その他の広告物等 2週間

26 第17条の7関係

保管した広告物等を返還するときは、返還を受けようとする者に、その者が所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに行うものであること。証明の方法としては、保管した広告物等の形状、色彩、放置場所の詳細が本人の申立てと符号するかど

うかなどにより、行うものであること。

27 第19条関係

設置者が権利の譲渡、相続等により変更した場合又は管理者が変更した場合におけるこれらの者に係る行為の法律関係について規定したものであり、従前の設置者又は管理者がこの条例又は規則の規定により行った手続その他の行為（許可申請、管理者の名称等の変更届出等）は、新しく設置者又は管理者になった者がした行為とみなし、従前の設置者又は管理者に対しても処分その他の行為（表示・設置許可、措置命令、除却命令等）は、新しい設置者又は管理者に対してもとみなすものであること。

28 第20条関係

- (1) 管理者等に係る届出事項を定めたもので、この条例による許可を受けた広告物等の管理者を新たに置いたとき又は変更したときは、設置者がその旨知事に届け出なければならないものであること（第1項）。
- (2) この条例による許可を受けた広告物等を表示し、又は設置する者に変更があったときは、新たにこれらの者になった者がその旨を届け出なければならないものであること（第2項）。
- (3) この条例による許可を受けた広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理する者が、氏名、名称又は住所若しくは事業所若しくは営業所を変更したときは、これらの者がその旨を届け出なければならないものであること（第3項）。
- (4) この条例による許可を受けた広告物等（規則で定めるものに限る。）を表示し、若しくは設置する者又は管理する者は、当該広告物等の表示設置に必要な工事を完了したとき、又は広告物等が消滅したときはこの旨を届け出なければならないものであること（第4項）。

29 第21条関係

- (1) 知事は、禁止地域、禁止物件又は許可地域を指定するとき、及びこれらの指定を解除又は変更するときは、その旨を告示しなければならないものであること（第1項）。
- (2) 禁止地域、禁止物件又は許可地域の指定又は指定の解除若しくは変更は、その旨告示することによって効力を生じることとしたこと（第2項）。

30 第21条の2から第21条の6関係

- (1) 第21条の2から第21条の6までの規定は、景観に配慮した施策を定めるため平成5年の改正により新たに追加したものであり、禁止地域又は許可地域のうちで良好な景観を形成するため特に必要であると認める区域を知事が広告物景観モデル地区（以下「モデル地区」という。）に指定し、指導等を行っていくものであること。
- (2) モデル地区の指定は、知事が区域及びその区域の広告物等に関する指針を定めて行うこととし、指定をしようとするときは、あらかじめ、指定の区域及びその区域の広告物等に関する指針の案について関係市町村の長の意見を聴くとともに、指定する旨を告示し、案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供するものであること。このとき、指定をしようとする区域内の住民及びその区域内において広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくは管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者は、縦覧期間が経過する日までに知事に意見書を提出できること（第21条の2第2項～第5項）。

- (3) 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならず、指定は、告示により効力を生ずるものであること。指定の解除及び変更については、指定の際と同様に関係市町村長の意見聴取、告示、案の縦覧等の手続を要すること（第21条の2第6項～第8項）。
- (4) 広告物等に関する指針は、次の事項について定めるものとすること（第21条の3）。
- イ モデル地区の広告物及び掲出物件に関する基本構想
指定区域の景観に調和する広告物等に関する基本的な考え方について定めるものであること。
 - ロ モデル地区の美観を維持するための広告物及び掲出物件に関する基準（広告物美観維持基準）
広告物等の大きさ、高さ等に関する基準で、モデル地区内で広告物等に関し許可をする場合の許可基準となるものであるが、許可を要しない広告物等については、指導等の基準となるものであること。
 - ハ モデル地区の景観と調和させるための広告物及び掲出物件に関する基準（広告物景観形成基準）
広告物等の色彩、意匠等に関する基準で、指導等の基準となるものであること。
- (5) モデル地区内で広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者は、広告物美観維持基準及び広告物景観形成基準に適合するよう努めなければならず、広告物美観維持基準がモデル地区内の許可の基準となるが、指定前に許可された広告物等について許可を更新する場合は、広告物美観維持基準は適用されないこと（第21条の4第1項、第2項）。
- (6) モデル地区内の許可についても、第10条第2項の規定（特例許可）が準用され、広告物美観維持基準に適合しない広告物等であっても公益上特にやむを得ないと認めるときは、許可することができること（第21条の4第3項）。
- (7) モデル地区内において広告物等を表示し、又は設置しようとする者及び広告物等を変更・改造しようとする者は、許可が必要な場合に許可の申請をした場合及び規則で定める場合を除き、知事に届け出ることとしたこと（第21条の5）。
- (8) モデル地区内に表示され、又は設置される広告物等で基準に適合せず、モデル地区の良好な景観の形成に支障があると認めるときは、知事は、必要な指導、助言及び勧告を行うことができるものとしたもので、許可申請又は第21条の5の届出の際に指導等を行うものであること（第21条の6）。

31 第22条関係

- (1) 県の区域内（仙台市内を除く。）において、広告物等の表示又は設置を行う営業である屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならないものであること（第1項）。この登録制は、平成16年の法の一部改正に伴い、優良な業者の育成を図るため、平成17年の改正により従来の届出制に替えて導入したものであること。なお、広告物等の表示又は設置に関する工事を業として請け負わないような広告代理業等や、単に屋外広告物の印刷、制作等を行うだけで現実に広告物等を表示又は設置しないものは、屋外広告業に該当しないものであること。
- (2) 登録の有効期間は5年間であり、有効期間満了後引き続き屋外広告業を営もうとす

る場合は、更新の登録を受ける必要があること（第2項、第3項）。

(3) 期間満了の日までに更新の申請があった場合は、有効期間が満了しても、申請に対する処分がなされるまでの間は、従前の登録がなお有効であること（第4項）。

(4) (3)で更新の登録がなされた場合には、登録の有効期間は従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものであること（第5項）。

32 第23条関係

(1) 登録を受けようとする者は、名称又は氏名及び住所、営業所の名称及び所在地等の事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならないものであること（第1項）。

(2) 登録申請書には、誓約書その他規則で定める書類を添付しなければならないものであること（第2項）。

33 第24条関係

(1) 登録申請書等の提出があったときは、登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく登録番号等を屋外広告業者登録簿に登録しなければならないものであること（第1項）。

(2) 登録を行ったときは、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならないものであること（第2項）。

34 第25条関係

(1) 登録申請者が次に掲げる事項に該当するとき、又は登録申請書等の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実に記載が欠けているときは、登録を拒否しなければならないこと（第1項）。

イ 登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

ロ 屋外広告業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分が
あった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者で、その処分のあった
日から2年を経過しないもの

ハ 営業停止を命じられ、その停止期間が経過しない者

ニ 法に基づく条例（他都道府県及び市町村の条例を含む。）又はこれに基づく処分
に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが
なくなつた日から2年を経過しない者

ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人
がイ～ニ（法定代理人が法人の場合はへも含む）のいずれかに該当するもの。なお、
平成23年改正により、法定代理人が法人である場合の取扱いが追加されたもので
あること。

ヘ 法人でその役員のうちにイ～ニまでのいずれかに該当する者があるもの

ト 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

(2) 登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示してその旨を登録申請者に通知
しなければならないものであること（第2項）。

35 第26条関係

(1) 屋外広告業者は、登録事項に変更があったときは、30日以内にその旨を届け出な
ければならないものであること（第1項）。

(2) (1)の届出があったときは、登録拒否事由（第25条第1項第5号から第7号まで）

に該当する場合を除き、届出のあった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならないものであること（第2項）。

(3) (1)の届出には必要な添付書類を提出しなければならないものであること（第3項）。

36 第27条関係

屋外広告業者登録簿を備え付け、閲覧させるものであること。閲覧場所は、都市計画課内とするものであること。

37 第28条関係

(1) 屋外広告業者が第1項各号に定める事項に該当することとなった場合は、当該各号に定める者は、30日以内に廃業等の届出を行わなければならないものであること（第1項）。

(2) 屋外広告業者が(1)のいずれかの事項に該当するに至ったときは、屋外広告業の登録はその効力を失うものであること（第2項）。

38 第29条関係

屋外広告業の登録がその効力を失ったとき、又は登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該登録を抹消しなければならないものであること。

39 第30条関係

(1) 知事は、広告物等の表示及び設置についての必要な知識を習得させることを目的とする屋外広告物講習会（以下「講習会」という。）を毎年1回以上開催しなければならないものであること（第1項）。

(2) 講習会の講習を受けようとする者は、手数料を納入しなければならないが、規則で定める講習会の課程を一部免除される者に係る手数料の一部を免除することができるものであること（第2項、第3項）。

(3) 講習会について必要な事項（講習の内容、日時、申込方法等）は、規則で定めるものであること（第4項）。

40 第31条関係

(1) 屋外広告業者が広告物等の表示及び設置に係る知識を有していることが必要であることから、屋外広告業者は、自己の営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、(2)に掲げる業務を行わせなければならないこと（第1項）。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）

ロ 第30条第1項の講習会の課程を修了した者

ハ 宮城県以外の都道府県、政令指定都市又は中核市が開催する講習会の課程を修了した者

ニ 職業能力開発法に基づき、広告美術課に係る職業訓練指導員免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者又は広告美術課に係る職業訓練を修了した者

ホ 知事がイ～ニと同等以上の知識を有する者と認定した者（認定の基準については規則で定めている。）

(2) 業務主任者は次に掲げる業務の総括に関する thing を行うものであること（第2項）。

イ 条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

ロ 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他の広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。

ハ 第33条に規定する帳簿のうち、規則に定める事項の記載に関するこ

ニ イ～ハのほか、業務の適正な実施の確保に関するこ

41 第32条関係

屋外広告業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、登録番号などを記載した標識を掲げなければならないものであること。

42 第33条関係

屋外広告業者は、営業所ごとに、営業に関する事項を記載した帳簿を備え付け、保存しなければならないものであること。

43 第34条関係

(1) 屋外広告業者が次に掲げる事項に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命じができるものであること（第1項）。

イ 不正な手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 登録拒否事由（第25条第1項第2号又は第4号から第7号まで）に該当するこ

ととなつたとき。

ハ 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

ニ 法に基づく条例（他都道府県及び市町村の条例も含む。）又はこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 登録の取消し又は営業停止命令をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を屋外広告業者に通知しなければならないものであること（第2項）。

44 第35条関係

(1) 屋外広告業者監督処分簿を備え付け、閲覧させるものとすること。閲覧場所は、都市計画課内とすること。

(2) 登録の取消し又は営業停止命令の処分をしたときは、屋外広告業者監督処分簿に、

処分の年月日、内容などを登載しなければならないこと。

45 第36条関係

知事は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な指導、助言及び勧告を行うことができるものであること。

46 第37条関係

(1) 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、設置者若しくは管理者又は屋外広告業を営む者に対し、広告物等の表示若しくは設置又は屋外広告業に関し報告を求め、又は図面その他の資料を求めることができるものであること（第1項）。

(2) 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、職員に広告物等の存する土地若しくは建物若しくは営業所に立ち入り、広告物等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができるものであること（第2項）。

(3) 立入検査をする職員は、身分証明書を携帯し、広告物等の設置者、管理者その他の関係者から請求があった場合は、提示しなければならないこと（第3項）。

(4) (2)の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものであること（第4項）。

47 第38条から第44条関係

(1) 平成5年の改正により、知事の諮問に応じて広告物等に関する重要事項を審議させるため、新たに宮城県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を設置したこと（第38条第1項）。

(2) 審議会は、諮問事項以外であっても広告物等に関する重要事項に関し知事に建議することができるものであること（第38条第2項）。

(3) 知事は、次に掲げる場合には、審議会に諮問しなければならないこと（第39条）。

イ 禁止地域、禁止地域から除く地域、禁止物件若しくは許可地域の指定又はこれらの指定の解除若しくは変更をしようとするとき。

ロ 広告物に係る適用除外若しくは許可の基準を定め、又はこれらの基準を変更しようとするとき。

ハ 禁止地域において第5条の2の規定による許可（特例許可）をしようとするとき。

ニ 許可地域（モデル地区を含む。）において許可の基準に適合しない広告物等について第10条第2項の規定による許可（特例許可）をしようとするとき。

ホ モデル地区の指定をし、又はその指定の解除若しくは変更をしようとするとき。

(4) 審議会は、委員18人以内で組織し、次に掲げる者のうちから知事が任命するものとすること。なお、平成24年改正により、県議会の議員が除かれたこと（第40条）。

イ 学識経験のある者

ロ 市町村長

ハ 関係行政機関の職員

二 広告関係業者

(5) 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。また、委員は再任されることができるものであること（第41条）。

(6) 審議会に、会務を総理し審議会を代表する会長を置き、委員の互選により定めるものとすること。会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理するものであること（第42条）。

(7) 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となるものであること、定足数は委員の半数以上とすること、議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによることを定めているもので、これ以外の審議会の運営に関して必要な事項は会長が審議会に諮って定めるものとすること（第43条、第44条）。

48 第45条関係

(1) この条例による許可を受けようとする者からは、別表に掲げる手数料を徴収すること（第1項）。

(2) 屋外広告業の登録を受けようとする者からは、新規・更新の場合ともに、1万円の手数料を徴収すること（第2項）。

(3) (1)及び(2)の手数料は、収入証紙により納入しなければならないこと（第3項）。

49 第46条から第49条関係

罰則の適用について定めたものであり、平成17年の改正により、屋外広告業に関する

る罰則が追加・変更になったこと。

(1) 次に該当する者は、50万円以下の罰金に処するものであること（第46条）。

イ 指置命令に違反した者

ロ 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

ハ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けた者

ニ 営業停止命令に違反した者

(2) 次に該当する者は、30万円以下の罰金に処するものであること（第47条）。

イ 禁止地域、禁止物件に広告物等を表示し、若しくは設置し、又は許可地域において許可を受けないで広告物等を表示し、若しくは設置した者

ロ 許可を受けないで広告物等を変更し、又は改造した者

ハ 除却義務の生じた広告物等を除却しなかった者

ニ 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

ホ 営業所ごとに業務主任者を選任しなかった者

(3) 次に該当する者は、20万円以下の罰金に処するものであること（第48条）。

イ 第37条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

ロ 第37条第2項の規定による検査を拒否し、若しくは妨害し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(4) 次に該当する者は、5万円以下の罰金に処するものであること（第49条）。

イ 禁止広告物を表示し、又は設置した者

ロ 許可を受けた広告物等に許可の表示をしなかった者

50 第50条関係

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して罰則規定に該当する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第46条から第49条までに規定する罰金を科することとしたこと。

51 第51条関係

次に該当する者は、5万円以下の過料に処するものであること。

イ 屋外広告業の廃業等の届出を怠った者

ロ 屋外広告業を営む営業所に標識を掲げない者

ハ 屋外広告業に関する帳簿を備え付けず、帳簿に必要事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

52 第52条関係

この条例を適用する場合は、憲法に規定されている国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないよう十分留意しなければならないこと。

53 第53条関係

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則（屋外広告物条例施行規則）で定めるものであること。

54 附則関係

(1) 屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成16年宮城県条例第67号）関係

この条例は、一部を除き、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成16年12月17日）から施行するものであること。

- (2) 屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成17年宮城県条例第86号）関係
- イ この条例は、平成17年7月1日から施行するものであること。ただし、最大許可期間の延長（第8条第2項）及び経過措置（第6条）の規定は、平成17年4月1日から施行するものであること。
 - ロ この条例の施行の際現に旧条例第6条の経過措置の規定が適用されている広告物（新たに禁止され、又は許可を要することとなった広告物等で、2年間、従前どおり表示又は設置することができる広告物）については、この規定はこの条例施行後も効力を有するものとしたこと。
 - ハ この条例の施行の日の前に旧条例第14条第1項又は第16条第1項の規定により命ぜられた措置は、新条例第16条第1項の規定により命ぜられた措置とみなすこととしたこと。
 - ニ この条例の施行の際現に旧条例第23条第1項に規定する講習会修了者等である者は、新条例第31条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなすこととしたこと。
 - ホ この条例の施行の際現に旧条例の規定により届出をして屋外広告業を営んでいる者については、施行日の翌日から起算して6月を経過するまでの間（平成17年1月31日まで）は登録を受けなくても引き続き屋外広告業を営むことができるものとしたこと。
 - ヘ この条例の施行前にした行為に対する罰則については、旧条例によるものとしたこと。
- (3) 屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成29年宮城県条例第53号）関係
- イ この条例は、平成30年4月1日から施行するものであること。ただし、管理者設置義務（第12条の2）、点検（第12条の3）及び管理者等の届出（第20条）以外の規定については、公布の日（平成29年10月6日）から施行するものであること。
 - ロ この条例の施行の際現に許可を受けている広告物等を表示し、又は設置している者については、当該許可の期間の満了の日までの間は、新条例に基づく管理者設置義務（第12条の2）及び管理者等の届出（第20条）の規定は適用せず、引き続き県内に住所又は事業所若しくは営業所を有しない場合にのみ管理する者を設置しなければならないものとしたこと。ただし、新条例第9条第1項の規定による変更の許可を受けた場合は、新条例に基づく管理者設置義務（第12条の2）及び管理者等の届出（第20条）の規定が適用されるものとしたこと。